

『CADWe'll Tfas』5年使用権パッケージ(教育版)利用約款

お客様は「ソフトウェア(CADWe'll Tfas)使用許諾約款」に同意の上、『CADWe'll Tfas』5年使用権パッケージ(教育版)利用約款(以下「本約款」)を遵守して弊社製品『CADWe'll Tfas』(以下「本製品」)を利用することとします。

1. 申し込み内容について

- (1) 次の項目は「発注内示書」にて記載された内容とします。
「品名」 「数量」 「発注内示金額」 「支払条件」

2. 「本製品」のご利用条件

- (1) 「本製品」の契約期間は5年間であり、中途解約は原則としてできません。
- (2) 「本製品」を使用するためには、原則として年度ごとにライセンス証書が発行されますので期間更新をして頂く必要があります。
- (3) 「本製品」は、インターネットに接続可能な環境が必要ありません。
- (4) 支払方法は、原則として一括前払いとなります。振込手数料はお客様にてご負担いただきます。
- (5) 契約期間経過後は、延長することができません。
- (6) 契約期間中は、操作や技術的なご質問を電話またはメールにてお問い合わせいただくことができます。弊社ホームページの専用ページよりお問い合わせください。
- (7) 「本製品」は、他の製品とは異なり使用に関する制限事項がございますので、「本製品」のCD内に収納されております「機能制限」マニュアルをご確認ください。

3. 解約について

- (1) 「本製品」を中途解約することは原則としてできませんが、お客様に特別な理由がある場合に限り契約を中途解約することができます。
- (2) お客様が次のいずれかに該当する場合、弊社はお客様に催告することなく「本製品」を解約することができるものとします。その際、お客様が弊社製品を複数ご使用いただいている場合は、弊社は残り全ての弊社製品についてもお客様に催告することなく解約することとします。
 - ① 弊社からお客様に対して支払督促、不正使用の中止、その他の是正催告を行なったにもかかわらず1週間を経てもその是正がなされない場合。
 - ② 「本製品」の申し込み内容に虚偽の事実があることが判明した場合。
 - ③ 自己振出手形に対する不渡り処分により銀行取引停止を受けた場合、または支払停止もしくは支払不能の状態となった場合。
 - ④ 保全処分、強制執行、滞納処分を受け、または破産、会社更生、特別清算、民事再生手続き、解散、その他これに類する手続きの申立てがあつた場合。
 - ⑤ 信用状態が著しく悪化し、営業の継続が困難であると弊社が判断した場合。
 - ⑥ 「ソフトウェア(CADWe'll Tfas)使用許諾約款」、もしくは「本約款」の「2. 「本製品」のご利用条件」に違反した場合。
- (3) 「本製品」を解約した場合、未経過期間分の利用料金の返金は行いません。

4. 使用停止について

- (1) 次の場合、弊社はお客様に対して事前の告知をすることなく、次年度のライセンス証書の発行を停止し「本製品」の使用停止を行なうことができることとします。
 - ① 「本約款」の「3. 解約について(2)」に該当する場合。

以上

2020年3月16日改定